

○まじま委員長 それではただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席ですので、会議を進めていきたいと思っております。

最初に、1、令和4年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算について、議案第7号、令和3年度旭川市水道事業会計補正予算について、議案第8号、令和3年度旭川市下水道事業会計補正予算について、議案第9号、令和3年度旭川市病院事業会計補正予算について、以上4件につきまして、理事者から説明をお願いしたいと思います。

○中野建築部長 令和4年第1回定例会提出議案について、議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち建築部所管分について説明いたします。

補正予算書6ページからの第3表、債務負担行為補正追加分を御覧ください。まず7ページの上から9番目、市営住宅団地施設賠償責任保険料については、限度額を59万5千円といたします。続いて同ページの最後、令和4年度分施設維持管理業務等委託料のうち市営住宅に係る緊急通報機器保守管理業務委託など3件の契約については、限度額を合計2千899万3千円といたします。

いずれも本年4月を履行開始とし、今年度中に入札手続を行う必要があるため、債務負担行為を設定するものであります。

建築部に関わる議案については以上であります。

○太田土木部長 令和4年第1回定例会に提出させていただきます、議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算につきまして、土木部所管分の主な概要を御説明させていただきます。

御手元にございます、旭川市一般会計補正予算書の28ページ上段を御覧ください。8款1項1目土木総務費のうち管理事務費75万円につきましては、地域高規格道路道鷹栖東神楽線におきまして、新設される新東神楽橋から道道旭川空港線までの区間が、令和4年3月末に暫定2車線で供用開始されることに伴いまして、旭川市、東神楽町、旭川空港ビル株式会社で構成する旭川東神楽道路開通記念行事実行委員会を設置し、記念式典を開催するため、その開催費用の一部負担金を追加補正しようとするものでございます。

8款2項3目道路橋りょう新設改良費のうち道路橋りょう整備費12万5千円につきましては、令和2年度を社会資本整備総合交付金等の精算後におきまして、橋梁修繕により撤去した防護柵等の売払いで得られました収益に対し、交付金の償還が発生したことに伴いまして、追加補正しようとするものでございます。

8款5項3目緑地公園費のうち都市計画公園整備費4千600万円につきましては、国の補正予算に伴いまして、老朽化した公園施設を改修するための費用を追加補正するものでございます。実施に際しましては、全額、令和4年度に繰り越すものであります。同じく運動公園整備費4千600万円につきましても、国の補正予算に伴い、東光スポーツ公園内のテニスコート及び園路広場の整備をするための費用を追加補正するものであります。こちらにつきましても、実施に際しましては、全額、令和4年度に繰り越すものであります。

次に、4ページの第2表、繰越明許費補正を御覧ください。中段にございますけれども、8款土木費2項道路橋りょう費のうち地籍調査費1千629万6千円につきましては、いわゆる補助落ち

分が追加配当されたものであり、令和4年度に繰り越し実施しようとするものであります。同じく道路橋りょう整備費1億8千730万円のうち1億3千330万円につきましては、国の補正予算に伴い、こちらも補助落ち分が追加配当されたものであり、令和4年度に繰り越し実施しようとするものであります。また、道路橋りょう整備費の残り5千400万円及びその下にございます道路側溝整備費510万円につきましては、平成大橋長寿命化耐震補強工事におきまして、関係機関との協議に時間を要したため、年度内の事業完了が困難となり、令和4年度に繰り越すものでございます。

8款5項都市計画費のうち都市計画道路整備受託費10億5千64万5千円につきましては、都市計画道路、東旭川東神楽通及び道道の鷹栖東神楽線、これらの路線の用地買収におきまして、年度内の事業完了が困難となり、令和4年度に繰り越すものでございます。同じく都市計画公園整備費4千600万円及び運動公園整備費4千600万円につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、国の補正予算に伴う補正額を全額繰り越すものでございます。

続きまして、7ページの第3表、債務負担行為補正を御覧ください。中段にございます、雪堆積場解体業務委託料2億878万8千円につきましては、本年4月1日からの業務委託に係る契約について、債務負担行為を設定しようとするものでございます。その下にございます、道路橋りょう整備費1億2千万円につきましては、いわゆるゼロ国でございまして、功橋の橋梁修繕工事などを予定しております。その下にございます、道路側溝整備費12億円につきましては、いわゆるゼロ市でございます。延長約7キロの道路整備を予定しており、いずれも工事の早期発注と発注の平準化を図るため、債務負担行為を設定するものでございます。その下にございます、花咲スポーツ公園改修費1億1千800万円につきましては、陸上競技場の改修に要する費用でございまして、降雪期前までに工事を完了させる必要があることから、早期に工事を発注するため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。最下段にございます令和4年度分施設維持管理業務等委託料8億7千844万6千円のうち土木部所管分につきましては、2億3千140万3千円となっておりまして、総合道路維持管理業務委託ほか2件の債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上が土木部所管に関わる補正予算の概要でございます。よろしくお願いたします。

○菅野上下水道部長 令和4年第1回定例会に提出予定の議案のうち水道局所管の2件につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算の内容といたしましては、事業の早期発注を行うための債務負担行為の設定及び国の補正予算を活用した工事等の実施に係る建設改良費の補正となっております。

初めに議案第7号、令和3年度旭川市水道事業会計補正予算でございます。補正予算書54ページを御覧ください。債務負担行為でございますが、土木部所管の道路側溝整備関連などの配水管布設及び移設工事費といたしまして、1億9千200万円を限度とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に議案第8号、令和3年度旭川市下水道事業会計補正予算でございます。補正予算書56ページの実施計画を御覧ください。資本的支出の建設改良費についてでございますが、国の補正予算を活用し、下水管の新設、更新及び下水処理センターの汚泥焼却施設の更新等に係る費用といたしまして、24億2千320万円を増額するものであり、この財源につきましては、企業債、国庫補助

金、他町負担金及び内部留保資金で措置しようとするものでございます。

次に債務負担行為でございますが、補正予算書57ページを御覧ください。令和4年4月1日を履行期間の初日とする業務委託の契約事務を令和3年度中に執行するため、永山のせせらぎ水路を維持管理する水緑施設管理業務委託料につきまして、限度額を2千937万円とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

補正予算については以上でございます。よろしく願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 令和4年第1回定例会に提出する議案のうち市立旭川病院が所管しております、議案第9号、令和3年度旭川市病院事業会計補正予算について、御説明を申し上げます。今回の補正につきましては、一般会計負担金の減額及び債務負担行為の追加を行い、あわせてこれらの補正に伴う関係条文を整備しようとするものでございます。

補正予算書の59ページ、実施計画を御覧ください。国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源として購入いたしました医療器械につきまして、入札差金による不用額が生じたことから、資本的収入及び支出でお示ししておりますとおり、下段の支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費、2目器械備品で2千24万円を減額し、この財源であります上段の収入の部、1款資本的収入、2項負担金、1目一般会計負担金で同額を減額しようとするものでございます。

債務負担行為につきましては、補正予算書の60ページ、債務負担行為に関する調書にお示ししておりますとおり、令和4年度分医療廃棄物運搬及び処分業務等委託料及び循環器用超音波画像診断装置賃借料の2件につきまして、新たに債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上よろしく願い申し上げます。

○まじま委員長 ただいまの説明につきまして、御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、本日のところは説明を受けたというところにとどめさせていただきたいと思います。議案の説明に関わって出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2の報告事項についてを議題といたします。

まず、令和4年第1回定例会提出議案に関わる事項であります。第2豊岡団地建替(2-B)新築工事について、理事者から報告願います。

○中野建築部長 第2豊岡団地建替(2-B)新築工事についてであります。この工事は、総務常任委員会所管の議案で、議案第11号の契約の締結として提出しているものであります。本委員会にも関わりがありますので、ここで説明いたします。

当該工事は、条件付一般競争入札で決定した、株式会社廣野組、株式会社菅原組、東成建設株式会社、株式会社谷脇組の4社で構成する廣野・菅原・東成・谷脇共同企業体を相手方として、8億5千140万円の契約を締結しようとするものであります。この工事は、市営住宅第2豊岡団地の新2号棟のうち令和3年3月に完成した2-A新築工事に連続して36戸の住戸を増築するもので、工事の規模は、鉄筋コンクリート造6階建て、延べ面積2千992平米で、完成は令和6年3月を予定しております。

建築部からの説明は以上であります。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆さんから御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項であります。土木部における新型コロナウイルス感染症の発生状況について、旭川市地籍調査実施計画(案)に対する意見提出手続の結果について及び平成大橋の全線開通についての以上3件について、理事者から報告願います。

○太田土木部長 まず初めに、土木部における新型コロナウイルス感染症の発生状況について御報告いたします。本件につきましては、事前に勉強会等で概要について御報告したところでございますが、本日は資料をお配りした中で、それに基づき御説明させていただきたいと思っております。

まず、土木総務課・公園みどり課におけるクラスターの発生状況についてでございます。こちらは1月29日に土木総務課職員2名、公園みどり課職員1名、計3名の陽性者を確認したことから、私を含め両課全職員を対象として、1月30日に検査を実施することとなったところでございます。この陽性者3名の発症状況につきましては、土木総務課1名については、1月26日の水曜日午前まで勤務をしてございました。この段階では特に体調不良はなかったんですが、若干喉に違和感を覚えるといったこともあって、午後から早退と。その後経過観察をしておりましたが、翌日、夜になってから発熱し、28日に病院を受診してPCR検査を実施、29日に陽性と判定されたという状況でございました。また残りの2名につきましては、これも特に体調不良や自覚症状がないまま28日まで通常どおり勤務をしてございましたが、帰宅後において29日未明にかけて発熱、29日に病院で抗原検査を受け、即日陽性が確認されたという状況でございました。また1月30日のPCR検査により、さらに土木総務課職員2名、公園みどり課職員3名の陽性が判明し、陽性者が計8名となったため、クラスターと認定されるとともに、土木総務課職員8名及び公園みどり課職員14名が濃厚接触者として、7日間の自宅待機による経過観察となったところでございます。

次に、土木管理課における感染者の発生状況でございます。クラスターとは直接的な関係はございませんが、同じようなタイミングで発生した事例ということで御報告をさせていただきます。こちらは、1月31日に土木管理課道路管理係職員1名の陽性が確認されました。これに基づき、同課全職員を対象として、2月2日にPCR検査を実施することとなったところでございます。この陽性者につきましては、1月30日に発熱し、翌31日には仕事を休んでPCR検査を行ったところ、陽性判定となったものでございますが、2月2日のPCR検査の結果、さらに別の土木管理課道路管理係職員1名の陽性が判明したため、同係の職員6名が濃厚接触者として、こちらも7日間の自宅待機による経過観察となったところでございます。

こうした状況を受けまして、土木総務課、土木管理課及び公園みどり課がある第三庁舎2階の南側フロアの消毒作業を徹底し、1月31日から2月8日までの間、同フロアへの立入りを規制するとともに、2階ロビーに受付業務のみの臨時総合窓口を設置し、対象3課の執務室を閉鎖し、業務を縮小したところでございます。また、陽性者の発生及び臨時の総合受付の設置による業務縮小等の情報につきましては、1月31日から順次、市のホームページやSNSにより市民や関係機関・団体等に周知し、御協力、御理解をいただいたところでございます。

なお、2月9日からは、第三庁舎2階南側フロアの立入り規制を解除し、通常どおりの窓口業務

を再開してございますが、市民をはじめ関係者の皆様に御迷惑をおかけしたことを重く受け止めまして、深く反省しながら今後もさらなる感染拡大防止に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、旭川市地籍調査実施計画（案）に対する意見提出手続の結果について、御報告を申し上げます。御手元にお配りしております資料、旭川市地籍調査実施計画（案）に対して寄せられた御意見と旭川市の考え方を御覧ください。

本計画案の意見提出手続の実施につきましては、これまで建設公営企業常任委員会におきまして、計画策定の背景や策定までのスケジュールなども含め、御報告をさせていただいたところでございますが、12月20日から本年1月31日までの期間で意見募集を行った結果、16名の方から計18件の御意見をいただいたところでございます。

御意見の内容につきましては、1件についてはおおむね計画案と同様の内容でありますことから、御賛同いただいたものと考えてございます。それ以外の17件につきましては、施設等の移転や設置に関する御意見と考えられ、本計画との直接的な関係性はないといったことから、今後の市政運営の参考とするため、各施設管理者と情報共有を図ってまいります。なお、いただいた御意見と本市の考え方につきましては、資料として公表用の一覧表を添付してございますが、意見提出者に回答するほか、本市ホームページに掲載するとともに、土木管理課のほか市政情報コーナー、各支所及び公民館等において配布するなどによる公表を予定しているところでございます。今後は関係する部局と、旭川市地籍調査実施計画の確定について最終的な調整を行い、4月1日からの運用開始に向けて計画を策定してまいります。

続きまして、平成大橋の全線開通について御報告いたします。お配りしております資料を御覧ください。

平成大橋につきましては、平成元年に2車線で供用を開始し、それまで美瑛川に分断されておりました神楽地区と神居地区を結ぶ橋として、今日まで市民生活や経済活動を支える重要な役割を担ってまいりました。その後、国道237号や道道旭川環状線など、周辺道路が整備され、路線バスが運行されるなど、交通量の増加に伴う車両交通の円滑化や、歩行者、自転車の安全確保の観点から、4車線化に向けた拡幅工事の実施につきましては、市民から強い要望をいただいていたところでございます。本市ではそれまで北海道に対しまして、道道昇格による拡幅整備を要望していたところでございますが、東日本大震災を契機に、防災の重要性が再認識されている中、平成大橋が緊急輸送道路として位置づけられていることから、早期の対応が必要と判断し、平成24年度に都市計画変更手続を行い、平成25年度から都市計画道路整備事業として拡幅工事を進め、令和4年1月20日午後2時に全線開通したところでございます。

平成大橋の開通に際しましては、当初関連工事が全て完了する令和4年3月を予定してございましたが、本線部分の現場作業が令和3年12月で完了したため通行可能の状態となり、市民から1日も早い開通の要望が多く寄せられたことから、令和4年1月5日の起案で早期に開通することを決定したところでございます。

全線開通に際しまして、1つ目として、本橋梁は既に供用開始している橋梁で、今回は拡幅の開通であること、2つ目といたしまして、新型コロナウイルスの感染予防対策が必要であること、また3つ目といたしまして、厳冬期の開通であり、既存の橋梁部分の通過車両と新橋の開通待ちの車両の分離誘導が難しいことなどを理由に、式典等は行わず、交通誘導員による誘導の下、定刻に全

線開通する予定としていたところでございます。しかし、開通予定の直前となりましてから、地元市民委員会から、平成大橋の全線開通は地域の長年の悲願でもあり、完成の節目として、小規模でもよいので、地域の代表者を集めて渡り初めを実施してほしいといった要望があったことから、地元市民委員会関係者や工事関係者10名の参加により、全線開通時刻の令和4年1月20日午後2時に先立ち、午前11時から規模を縮小して渡橋式のみを実施したところでございます。その後、午後2時から、交通誘導員による誘導の下、車線切替えによる混乱もなく、安全に全線開通を終えたところでございます。

以上御報告を申し上げます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わって出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、除排雪の状況等について、理事者から報告をお願いします。

○幾原土木部雪対策担当部長 除排雪の状況などについて御報告申し上げます。5点ほどございます。資料をお配りしておりますので、御覧いただきたいと思います。

まず1点目といたしまして、今シーズン、1月以降の気象状況でございます。年明け後の1月上旬は、低気圧が通過した影響もございまして、断続的に降雪がありまして、1月中旬には、最高気温がプラスになるなどの影響もありまして、局所的にざくざく状態が発生し、その対応に当たったところでもあります。1月中旬以降につきましては、強い冬型の気圧配置が続いておりまして、本市周辺に雪をもたらす西からの風が弱まったことから、比較的穏やかな気象状況が続いているところでもあります。2月10日までの降雪量につきましては、過去10年の平均値の約7割となっております。少雪傾向にございますが、気象台の1か月予報によりますと、今後の降雪量や気温につきましては、ほぼ平年並みに推移する予報となっております。今後におきましても、大雪など気象状況の把握を行いながら、早期の対応に努めてまいりたいと考えております。

2点目といたしまして、除雪及び排雪の作業状況でございます。除雪作業状況といたしましては、2月10日時点で、車道除雪の全線出動回数が3回、歩道除雪の全線出動回数は8回となっております。排雪作業状況につきましては、幹線道路は、2回目の排雪が1月29日に完了いたしまして、生活幹線道路や生活道路の排雪は、2月5日までに1回目の排雪が完了しております。今後の排雪予定につきましては、幹線道路の3回目の排雪や生活幹線道路の2回目の排雪を順次実施しており、生活道路の2回目の排雪は、道路状況などを勘案しながら、2月14日から進めているところでございます。

3点目といたしまして、雪堆積場の状況でございます。雪堆積場の搬入状況といたしましては、1月31日時点で合計約290万立米となっております。全体確保量920万立米に対して約3割ほどとなっているところでございます。また、市民開放雪堆積場の開設状況としましては、2月10日時点では江神雪堆積場など5か所を開設している状況でございます。

4点目といたしまして、旭川市における道路除排雪に関する協定についてでございます。北海道開発局、北海道、旭川市の3者は、本市が除排雪先進都市を目指すために、それぞれの役割において連携を図りながら、市内全域の除排雪につきまして持続可能な体制を構築し、安全・安心で円滑

な冬の交通網を確保するとともに、ゼロカーボンの推進に資することを目的に、1月27日に協定を締結いたしました。連携協定に至った背景といたしましては、本市は行政や経済等における道北の拠点都市でございまして、物流や観光の要衝として、市内の幹線道路をより利便性の高い道路ネットワークとして機能させる必要があります、担い手不足など除排雪事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、市内幹線道路を管理する国や北海道との連携が必要不可欠であると考え、協議を進めてきたところであります。協定の概要につきましては、資料にお示ししております市内幹線道路の交通ネットワーク機能確保など6項目について、相互に協力する内容となっております。

最後に、旭川市雪対策基本計画の改定についてでございます。これまで本委員会におきまして、本計画の改定案の概要と主な改正点について御説明するとともに、意見提出手続の実施や、結果について御報告をさせていただいたところでございます。改定案につきましては、1月21日に開催いたしました令和3年度第4回雪対策審議会におきまして、改定案の確定について御審議いただき、改定案に変更がないものとして承認されましたことから、本計画の改定を1月末日に施行したところでございます。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ありますでしょうか。

○上村委員 ただいま報告をいただきました、除排雪等の状況について、何点かお聞きしたいことがありますので、質疑をさせていただきます。

今シーズンから、さきに可決されております補正予算も含めて、いろいろと新たな取組が始まっているものと受け止めております。そして、今し方、複数の御報告もいただきました。除排雪に関しては、市民の皆様からの期待、あるいは問題意識も高く、今シーズンの展開については様々な評価もされているものと認識をしておりますが、実際に降雪状況がどうなのかなというところも押さえておきたいポイントだと思っておりますし、それが今後どうなるかということについても、一定程度の展望を持ち合わせておくべきだろうということも含めて確認したいと思えます。また、国の予算等を含めた新たな財源確保の展望も示されておりましたので、そういったものからどのような効果を得られそうなのかということ、あわせて、報告にありましたとおり、連携協定ですね。これまでも当然連携はしてきたわけであって、協議なり状況の共有をしながら進められてきたものと思うのですが、この協定によって、これまでの流れ、あるいはやり方がどう変わっていくのか、どういう効果を生む余地があるのかということを確認させていただきたいと思えます。

まず初めに、降雪状況についてです。報告の冒頭でお話がありましたので、ある程度わかりましたけれども、非常に多くの市民の方から、今年の除雪はいいと、非常に快適だと、頑張っただけでやっているというような声が上がっていると。しかし一方で、降雪量はかなり少ないんじゃないかなというふうにも思っています。今、御説明の中で、過去10年の平均の中では7割程度であって、少雪傾向だという話、それから、今後についてはある程度例年並みに推移していくのではないかなということでありましたけれども、雪が少ないということも、快適な今の状況に一定程度資する状況があるのではないかなというふうな受け止められる御説明でありました。まず、今年の降雪状況についての評価、そして今後の展望、この点について、改めて見解を伺いたいと思えます。

○澤渡土木事業所長 まず、降雪状況でございます。12月中旬には、30センチ程度のまとまった降雪がありました。1月中旬以降、穏やかな気象状況が続いております。雪の少なかった令和

元年度と比べまして、降雪量は少ないですが、積雪の累積値であります積雪積算値、これは比べて1.3倍となっておりますので、低温傾向などから融雪が進まないシーズンでございます。

次に、除排雪対応への評価でございますが、生活道路の排雪につきましては、道路状況を見ながらではございますが、3月上旬の完了を目指して、今、2回目の作業を進めておりますので、順調に進捗しているものと考えております。1月5日から、市内3地区におきまして、除雪車両の走行経路を公開しておりますし、排雪情報につきましては、作業の進捗や予定の変更を踏まえた情報更新を行うなど、サービスの向上を図っております。今後の予報としまして、気象台の降雪予報では、今後も平年並みに推移すると予測されておりますが、日本海側の地域では局所的な大雪が発生していることもありますので、除排雪作業が円滑に進むように、気象条件の把握に努めてまいります。

○上村委員 確かに最近の傾向を見ても、石狩地方を中心に、非常に歴史的な、大変な降雪状況があったようでもあります。このあたりについては、ちょっと最後にまた引用したいと思いますが、気象条件が一定であるかどうかということを含めて、なかなかどうなるかわからないといいますが、その年の降雪状況によって、まさに変貌する、影響を受けるということなのかなというふうに思わざるを得ないという状況であります。

若干視点は変わりますが、財源措置がどのように行われてきているのかということ、続けて確認したいと思っております。さきに補正予算でも高額な予算が上がりましたが、このときも基本的には一般財源で措置されていたものと認識しております。また今回、新たに新年度予算が計上されておりますけれども、これら除排雪に関わる財源措置について、新たな展開が行われているのかどうか、この点についての現状をお伺いします。

○時田土木部雪対策課長 生活道路の排雪強化の取組などにより、一般財源は増加しておりますが、除雪費全体の一般財源を圧縮するための財源確保への取組として、市長自ら、新たな交付金制度の創設や拡充などについて、国や北海道に要望を行っているところであります。また、除雪費の財源確保に向けた国への要望活動を、全国市長会や、201の市町村で構成される全国雪対策連絡協議会を通じて行っておりますが、今シーズンは日本海側を中心に大雪に見舞われていることから、国土交通省に対し、今年度の財源措置として除雪費補助の臨時特例措置など、支援を求める要望書も提出しております。国土交通省では、現在、地方公共団体に対し、交付金の追加配分に関わる聞き取りを行っており、令和4年2月10日からは、除雪費のさらなる追加支援の必要性を検討するため、聞き取りを開始しております。

○上村委員 早速、様々な要望活動も行っているようでありまして、ぜひその進展に期待をしたいところでありますが、今のところはまだ特段の変化がある状況ではないということで、今の答弁はそのように受け止めさせていただきます。

新年度予算は既に計上されたわけですが、その中ではもちろんのこと、まだ新たな補助制度の展開にはかかってないということでもありますので、現時点でのこうした要望の手応え、そして今後を一定程度見通すことができるのかどうか、このことについて続けてお伺いします。

○時田土木部雪対策課長 令和3年1月18日に東京都で開催された、北海道市長会が開催する政策懇談会に今津市長が出席し、旭川市の除排雪に関する現状や課題、財源確保に向けた要望などについて説明し、意見交換を行い、同日、国土交通省に道路の除排雪に関する要望書を提出し、交付金制度の創設や拡充について要望するとともに、防衛省には防衛補助の活用に係る要望を行った

ところでは、その後、令和3年12月1日には北海道防衛局から担当者が来庁し、防衛補助の活用に向けた勉強会や意見交換を行い、12月3日には要望に対する回答のため、北海道開発局や北海道から担当者が来庁し、除排雪に関わる制度の説明や連携強化のほか、財源確保に向けた助言をいただいたところでございます。

また、新年度予算に関しましては、市内の幹線道路を対象とした既存の国庫補助金についても、より多くの補助金を獲得し、安全・安心で円滑な交通を確保するため、国への要望額を増額しておりますが、交付決定額については、例年4月上旬に通知を受けております。

○上村委員 例えば、国の機関で言えば国土交通省、それから本市の特色にも関わっての防衛省、こうした機関との協議を積極的に行っているようでありまして、担当者が本市に来庁されて、財源確保に向けた助言をしていただいているというお話もありましたので、例年4月上旬の通知ということで、最終判断、あるいは最終結果が認識できるのはもう少し先のことになるのかなというふうに思いますけれども、そうした動きを鋭意行っているということを確認させていただきました。こうした財源措置の獲得というところについては、ある意味、近年の大きな課題の一つになりつつある項目だと思いますので、ぜひその獲得に向けて、引き続き御尽力をいただきたいと思っております。

その中で、今回新たな協定の締結が報告されました。非常に大きなトピックであると思っておりますが、一方で、これによって何が変わってくるのかということも大いに気になるところであります。まず最初に、この北海道、そして国との協定についての目的と、本市として望んでいる効果をどう捉えているのかということを確認したいと思っております。

○時田土木部雪対策課長 協定の目的につきましては、北海道開発局、北海道、旭川市の3者が、本市が除排雪先進都市を目指すために、それぞれの役割において連携を図りながら、市内全域の除排雪について持続可能な体制を構築し、安全・安心で円滑な冬の交通を確保するとともに、ゼロカーボン推進することを目的としております。また、その効果としましては、除排雪により市内の幹線道路の交通ネットワーク機能を確保することで、冬の市民生活の利便性の向上や、道内の各圏域からのアクセスが容易になること、雪堆積場や排雪ダンプの確保と調整を連携して行うことで、効率的かつ効果的な除排雪につながることを見込んでおり、これらの取組による円滑な交通網の確保や除排雪の効率化は、ゼロカーボン推進に資するものと期待しております。

○上村委員 本日の委員会に当たりまして、資料の提供もいただいております。旭川市における道路除排雪に関する協定という資料です。私、これを見て印象に残ったのは、表も裏もいろいろと重要な記載をしていただいているわけでありまして、本市が除排雪先進都市を目指すために、という目的が掲げられております。この目的の中で、各機関がそれぞれ了承していただいて、この協定が結ばれているということ、それから最後に、ゼロカーボン推進することを目的とするんだということが高らかに掲げられておりますけれども、ゼロカーボンということで、近年においては非常に不可欠な取組の項目になっていることであり、こうしたものも一つ大きな目的に掲げられているということでありました。

それで、冒頭にも申し上げましたけれども、この協定によって、具体的に何が変わっていくのかということをお示しく下さい。この資料上にも6つの項目が掲げられておりますし、今申し上げたような大きな目的の中でさらなる連携を図っていくということだとは思っておりますが、いざ実

際に、この協定によってどう変わっていくのかということ、特に、法的な効力ということになるとちょっと違うことになるのかもしれませんが、そこまでのものでは基本的にはないと思うんです。そんな中で、どのようにその効力を担保していくのか。そういったものが見込まれているのかということ、続けてお聞かせいただきたいと思います。

○時田土木部雪対策課長 本協定は、旭川市全体の除排雪について、各道路管理者がそれぞれの役割において相互に協力することを定めたものでありまして、各道路管理者の取組を制約する内容ではございませんが、国道や道道を含む市内の幹線道路の除排雪の強化として、道路脇の雪山による車道幅員の減少や交通状況などから、渋滞箇所の情報を共有し、排雪作業を優先して行うなど、計画的で効率的な除排雪に取り組むことにより、円滑な冬の交通網を確保し、利便性の向上が図られることを期待しております。また、雪堆積場の箇所や搬入時期の調整のほか、排雪作業の時期、排雪ダンプの運用などについて、定期的に3者で協議する場を設け、適宜事前に調整を図ることにより、オペレーターや排雪ダンプなど、ロスのない合理的な配置が可能になることで、効率的な除排雪につながるものと考えております。

○上村委員 この関係では最後の問いにしようと思います。なかなか初めてのことでありますし、この協定がどのような効果に結びつくのかというところがいま一つ見えなかったこともあり、質疑をさせていただいたわけではありますが、今、象徴的な言葉と言っていていいかどうかわかりませんが、定期的に3者で協議する場を設けて、適宜事前に調整を図るということで、これまでも問題になっていたような、オペレーターあるいは排雪ダンプの不足、こうしたものに一定程度計画的に対応できるようにしたいということをおっしゃったのかなと思います。間違っていたら訂正していただきたいと思いますが、そんなことも含めて、この協定というのは、大きな視点で、本市として今後取り組んでいく、そんな意図の中で、緊急的に今回、定められたものなのかなというふうにも受け止めるところです。そこで今後、この協定については継続していく見通しなのかということ、あわせて、今後のこの協定の展望についてどのようにお考えになっていらっしゃるのかということ、最後に確認させていただきたいと思います。

○幾原土木部雪対策担当部長 今回の国と北海道との除排雪に関する協定におきましては、市内幹線道路の交通ネットワーク機能の確保など、大きな方向性として6つの取組を進めていく内容となっておりますけれども、除排雪につきましては、その年の気象状況に大きく左右されるものでございまして、本市では、ここまで少雪傾向にあります。例えば今年の札幌市など、道央圏のような災害級の豪雪におきましては、どのようにすればより効率的かつ効果的に除排雪作業を行うことができるのか、といったことにつきまして、本市単独では解決できない場合も想定されますことから、3者で定期的に協議し、必要に応じて新たな取組なども加えながら、今後も協定を継続していかねばならない、そのように考えているところでございます。

今回の3者による連携協定につきましては、北海道開発局からは前例のない先進的な取組と伺っているところでございまして、市内の道路を管理する国、北海道、市が連携を図りながら、除排雪の課題解消に取り組んでいくことに大きな意義があるものと考えておりますので、本協定の締結を機に連携を強化いたしまして、本市における安全・安心で円滑な冬の交通網の確保に努めてまいりたいと考えております。

○まじま委員長 他に委員の皆様から御発言はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、理事者から報告をお願いします。

○木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、配付させていただきました資料に基づき、御報告を申し上げます。

年が明けまして、全国的にオミクロン株による感染が急拡大する中、本市におきましても1月下旬以降、連日、過去最多の新規感染者数を更新するなど、非常に厳しい状況が続いておりますが、当院は感染症指定医療機関として、引き続きコロナ診療を最優先にその対応に当たっているところでございます。

それではまず資料1ページの1、当院における新型コロナウイルス感染症患者の発生についてでございます。まず、1月15日に医師1人の新型コロナウイルス感染が確認され、濃厚接触者及び幅広接触者にPCR検査を実施いたしましたが、その後の感染拡大が認められず、診療体制への影響もなかったところでございます。また、2月1日に医師1人の感染が確認され、濃厚接触者はおらず、幅広接触者にPCR検査を実施し、その後の感染拡大は認めておりませんが、小児科外来における新規患者の診療を一時休止したところでございます。なお、小児のコロナ診療をはじめ、外来の予約済みの方の診療、入院につきましては、これまでどおり継続したところであります。さらに資料には記載ございませんけれども、2月10日に看護師1人の感染が確認されました。こちらにつきましては、濃厚接触者及び幅広接触者については該当者がおりませんで、診療体制への影響もなかったところでございます。当院におきましては、全入院患者に対する、入院前の抗原定量検査や、これまでの電話による薬処方に加え、電話診療を開始するなど、引き続き院内感染防止のための対策徹底に最大限努めているところでございます。

続きまして中ほどの2、感染症病棟の稼働状況についてでございます。当院におきましては、新型コロナ専用病棟を2病棟確保し、状況に応じて稼働病床数を変更しながら積極的に患者の受入れを行ってきたところでありますが、1月11日からは感染症センターにおけるコロナ患者の受入れを開始したほか、1月18日から北海道の医療フェーズが引上げされたということに伴いまして、現在41床確保しており、2月8日現在の延べ入院患者数につきましては、疑い患者を含め7千977人となっております。なお資料には記載がありませんけれども、直近の2月16日、昨日の時点では7千269人となっております。また、1日当たりの月平均病床稼働数につきましては、2ページ上段の表1にありますとおり、第5波の収束以降、昨年10月から12月にかけては、平均で3.9人と、落ち着きを見せておりましたけれども、1月中旬以降は入院患者数が急増いたしまして、2月8日までの2月の稼働数は、1日当たり19.9人と高い水準となっております。なお、資料には記載ございませんけれども、昨日までの2月の1日当たりの稼働数は20.7人となっております。また、今朝の段階での入院患者数につきましては、実人数で20人ということになっております。

続きまして、2ページ目中ほどの3、発熱外来（接触者外来）の受診患者数についてでございます。発熱外来につきましては、昨年8月以降、原則保健所依頼の陽性者や接触者の診療を行う接触

者外来として稼働しておりますが、これまでの受診患者数につきましては、2月8日時点で3千493人となっております。なお資料には記載がありませんけれども、2月16日、昨日の時点では3千570人となっております。また、1日当たりの月平均患者数につきましては、下段の表2にありますとおり、先ほどの入院患者数と同様に、昨年10月から12月までは平均2.9人ということで落ち着いておりましたけれども、1月以降受診患者数が急増いたしまして、2月8日までの2月の稼働数は1日当たり16.3人と、高い水準で推移しております。なお、直近の2月16日までの2月の1日当たりの稼働数は16.1人となっております。

続きまして、資料3ページ目の4、病院全体の患者数についてでございます。まず(1)入院患者数についてですけれども、下段の表3にお示ししておりますとおり、昨年6月から休止中でありました一般病棟2病棟のうち1病棟を、昨年10月18日から再開いたしましたことから、今年度の入院患者数につきましては多少回復傾向にはありますけれども、令和2年度と比較すると患者数は大きく減少しております。現在の感染症患者の受入れ体制を維持していく中にありましては、今後も低い水準で推移していくものと見込んでおります。また(2)の外来患者数につきましては、こちらも下段の表4にお示しをしておりますとおり、今年度の患者数につきましては相当な受診控えのあった令和2年度よりは増加はしておりますけれども、院内感染防止や通院患者の感染リスク減少のため、症状が安定している方に当院の受診を控えていただく旨のお願いを引き続きしておりますことから、今後も低い水準で推移していくものと見込んでいるところでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様から御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会としたいと思います。

散会 午前10時59分